

裁判員経験者との意見交換会議事録

名古屋地方裁判所

1 日時

平成27年2月23日（月）午後2時00分から午後3時50分まで

2 場所

名古屋地方裁判所共用室（事務棟8階）

3 出席者

司会者 鵜飼 祐充（名古屋地方裁判所部総括裁判官）

裁判官 伊藤 大介（名古屋地方裁判所裁判官）

検察官 早川 充（名古屋地方検察庁公判部）

弁護士 園田 理（愛知県弁護士会）

裁判員経験者 1番，2番，3番，4番，5番，6番 6人

4 議事内容

【裁判員裁判に参加しての全般的な印象・感想】

（司会）今回の意見交換会のメインテーマは、「責任能力の有無等が争われた事件の審理の進め方について」となっており，このメインテーマにふさわしい事件の裁判員経験者の方々に御参加いただいております。

まず，事件についての全般的な感想や印象についてお聴かせ願いたいと思います。まず，1番と2番の方が参加された事件については，便宜上A事件と呼ばせていただきますが，概要としては，被告人が住んでいたアパートに放火したという事件で，審理と評議に要した時間は8日間という事件でした。全般的な印象や感想を，1番の方，お願いします。

（1番）昨年の5月に参加させていただいて，月日が流れて記憶が薄れてしまったのですが，全体的な感想としましては，とてもいい経験をさせていただいたと思いました。最初は，やっていけるのかなと思っていましたし，医師の方

とかが証人として出てきてすごく難しかったのですが、徐々にやっていくうちに、裁判官からいろいろ教えていただいて、最後は納得してできました。やって良かったなと思いました。

(司会) 同じ事件を担当された2番の方、お願いします。

(2番) 他人事だと思っていましたが、選任手続で、私の番号が一番最初に出て、びっくりしました。公判が始まると緊張と集中の連続でした。今まで裁判には縁がなく、テレビの中の世界だと思っていて、そのたびに被害者に同情して偏った見方をしていましたが、今回裁判員裁判に参加して、被告人の置かれた立場や環境、事件を起こしたときの動機や心境の変化がよく理解でき、勉強になりました。専門知識のない一般市民ですが、裁判に参加でき、貴重な経験になりました。

(司会) 3番から5番の方が参加された事件をB事件と呼ばせていただきます。この事件は、被告人が通行人の女性を襲った性犯罪の事案で、審理と評議に要した時間は5日間でした。それでは、3番の方からお願いします。

(3番) 率直な感想としましては、最初に裁判員裁判の通知が来たときは、本当に嫌で、こんな迷惑なことはないと思いました。実際に裁判に来てみてもその感想は拭えずに、一連の裁判の流れが無駄な時間を要しているような気がしました。素人が参加するものなのですから、もっと事前に道筋を立てて要点を絞ってもらいたかったです。精神的にも肉体的にも疲れしました。ただ、日にちを追ってやっていくうちに、自分の知らない階層の人たちがいるんだと認識できましたので、終わった段階では、興味深い体験をさせてもらったと思いました。

(司会) 4番の方、お願いします。

(4番) 全体的な感想としては、裁判員を務めて良かったと思っています。裁判員をやっている間に、待ち時間にみんなでほかの裁判を見に行ったりしました。今までは、裁判があっても関心がありませんでしたが、経験したことによっ

て、裁判が気になるようになりました。

(司会) 5番の方、お願いします。

(5番) 1年ほど前に裁判員候補者名簿に登録されたという通知が来ていたもので、今年中にどこかで来るかなというある程度の予備知識はありました。呼ばれて抽選されて、これで本当に出ることになったと思いました。周囲に裁判員に選ばれたことを話すと、みんな「えーっ」と、宝くじに当たったような顔をするので、そういう面で、貴重な体験なんだと思い、積極的に関わらせていただきました。

(司会) 最後、6番の方になりますが、担当された事件をC事件と呼ばせていただきます。被告人がお父さんを金属バットで殴打して殺害した事案で、審理と評議に要した時間は8日間という事件です。A事件と同じく長い事件になっていますが、6番の方、全般的な感想をお願いします。

(6番) ほかの方もおっしゃっていたように、まず率直に、参加して貴重な経験をさせていただいたというのが第一の感想です。審理や評議をした中で、肉体的にはそうでもなかったのですが、精神的には疲れしました。ただし、裁判官からかみ砕いた説明をしていただいたので、それが、話し合いをする上では良かったと思います。評議の中ではそのような印象があります。

【裁判員裁判に参加して、負担に感じたこと】

(司会) 裁判員になって、事件とは離れたところで、仕事や家庭との調整などで、負担を感じたことはありましたでしょうか。

(3番) 仕事では、有給休暇を無駄に使ってしまいました。

(司会) 特別休暇が制度としてなかったということですか。

(3番) そうです。小さい会社なので、会社も裁判員のために休みを取らせるという事例もないし、状況も分からないので、有休として処理されました。

(司会) これを機会に、そういう方向の話は出ていませんか。

(3番) 小さい会社なので、ほかの人が当たる確率も非常に低いから、そういう話

も出ていませんし、結局、社内では、有休をあてがわれたという感じです。

(司会) 有休を使って参加するという結果になったわけですが、そのときは、それでもいい、有休を使ってでも参加したいという気持ちがあったのでしょうか。もしくは、義務だからと思われたのでしょうか。

(3番) 事前の説明や情報がなかったなので、裁判員に参加するのは半強制的だという印象でした。冊子を読んでも、自由意思で参加できるという状況の説明ではなかったという印象でした。有休を消化したくないという理由で断ってもいいというジャッジをできる説明がなかったので、強制的な選択しかないという印象を受けました。

(司会) ほかの方は、裁判員になられたことによる、仕事や個人的なことで負担を感じたことがありましたでしょうか。

(6番) 扱った案件が親と子の関係で、私情を入れてはいけないのですが、自分だったらどうするというような感情が入ってきて、少し疲れたなという印象でした。

(司会) 裁判員になったからということよりも、事件の内容で考えてしまったということでしょうか。

(6番) そうですね。

【法廷での審理の理解について】

(司会) 皆さんは、初めて裁判に参加して臨んでいただきましたが、法廷での審理については、全体として、十分に理解しやすいものでしたでしょうか、それとも、理解しにくい点がありましたでしょうか。ありましたら、その理由も教えていただけますでしょうか。

(3番) B事件の場合は、私の印象として、弁護人が犯人との接見の記録を朗読しているだけで、何もまとまっていなかったなので、辩护人側からの内容は全く入ってきませんでした。検察官側の事件の説明は、非常に分かりやすいプレゼンになっていましたので、その内容は素晴らしく、分かりやすかったです。

(司会) 当事者によって差があったということですか。

(3番) そうですね。

(司会) その結果、事件全体の理解が難しい面があったということだったのか、そういうことはあったけれども、法廷での審理そのものについては大体は分かったというのか、どちらでしょうか。

(3番) 弁護人側の最初の説明が、ただ単に被告人と弁護人がやり取りしたメモを朗読しているだけで、文章として物語を組み立てていなかったのので、内容が分かりませんでした。検察官の説明によって事件の内容は分かりましたが、弁護人側は、何を弁護しているのか分かりませんでした。

(司会) 同じB事件を担当された方で、全体的に見て、裁判そのものについてはどうでしたでしょうか。法廷での分かりにくさが、響いていましたでしょうか。

(2番) 私はA事件の担当でしたが、別紙で説明がされていたので、それにメモしたりマーカーでチェックしたりして、理解はできました。私も、3番さんが言われるように、検察官ははっきりものを言われて、よく響きましたが、弁護人のイメージがあまりありません。

(司会) 事件そのものについては支障がないけれども、弁護人の言い分が自分には入ってこなかったということですか。

(2番) そうです。弁護人がちょっと頼りないかなと、そういうところが見受けられました。

(4番) 弁護人の声が小さいところもありました。

(2番) 検察官は、はきはきと声が大きく、聞こえやすかったです。

(司会) 話し方も、分かりにくい要因の一つでしょうか。

(1番) 弁護人もそうですが、弁護側の医師の説明も分かりにくかったです。検察側の方は分かりやすかったのので、すごく差が出ました。

(司会) 確か、A事件はお二人の医師が出て、双方の立場からいろいろと言ったようですが、事件そのものとしては、法廷で聞いていて、言い分としてはこう

いうものだという事は、分かりましたでしょうか。

(1番) はい。

(司会) C事件について、法廷での内容が分かりづらいものだったのか、頭に入ってきたのか、全般的にはどうですか。

(6番) 全般的には理解できましたが、一部、自分の学のなさかもしれませんが、裁判官から、評議室で、後に予定されている医師の尋問で被告人の様子や状況が明らかになるだろうという話があったのですが、法廷では専門的な言葉が結構出てきて、私にはそこが分かりにくかったという印象がありました。

(司会) 聞き慣れない専門用語が法廷で急に出てくると、ついていくのが難しいということでしょうか。

(6番) そう思いました。

(司会) 責任能力を争う事件は、裁判官にとっても難しい、困難な事件の一つで、単なる普通の法律的な問題ではなくて、精神科医のレベルの話が入ってくる事件ということになります。裁判官や検察官、弁護人にとっても難しい事件を皆さんに担当していただいたということになりますが、理解しやすかったですでしょうか。もし理解が難しかったのであれば、どこに問題や原因があったのか、率直に意見をいただければと思います。

(3番) B事件に関しては、弁護人と精神科医の先生が途中から揚げ足取りになったので、趣旨がずれてきている印象を受けました。先生の言ったことに対して、弁護人が揚げ足を取り、それに対して先生が気分を悪くして専門用語でまくし立てている、という場面があって、そこは全くいらぬ時間だったと思いました。その間、私たちは自分の席で、手持ちぶさたというか、眠気との戦いだったので、そのやり取りはほかの時間に済ませておいてもらえたら良かったんじゃないかと思います。

(司会) 質問と先生の見解がかみ合わない状況が続いたということでしょうか。

(3番) 先生が言ったことに対して、弁護人が、前に言っていたことと矛盾点があ

るといふようなことを言ったら、それが気に入らなかつたかどうか分かりませんが、先生が専門用語でば一っとまくし立てて、それに対して弁護人もすつとんきょうに専門用語で違ふ質問を先生にするのですが、その質問に対してまた先生が専門用語で返すという、すごく無駄なやり取りがありました。

(司会) 裁判員の方を置いてきぼりにして、当事者同士でやりあっている状況がだいぶん続いたのですか。

(3番) そうですね。だいぶん続きました。私も何のメモも取りませんでしたし、何の意味もなかつたと思います。

(司会) 事前に詰めておいて、当事者でかみ合った議論をするということであれば、そういう事態は避けられたということですか。ほかの方もうなずいていらっしやいますが、いかがですか。

(5番) どの先生の意見を聞いて、それを法廷に出すかというのは、公判前整理手続で八割方、方向が決まっているんですね。

(司会) そうですね。ただし、裁判官も、皆さんと一緒に、全く証拠は見えていません。皆さんと同じ、法廷で初めて証拠を見たり話を聞くという立場でやっています。

(5番) その辺の前の状況がある程度伺っておけば、もう少し深く入つたのではないかと思います。私たちは出てきたメニューの中でしか判断できないのですが、その下にある事情が分かる書面でもあれば、だからこうなっているのだなど見立てができたと思います。証人の医師の先生にしても、どこの先生かも分からないし、いつ頃この先生に頼まれたのかも分からない状態でした。法廷で先生の姿を初めて見て聞くので、違和感を感じました。

(司会) 出てくる先生なり証人なりについて、事前にこういう方が来ますよとか、こういうお話をされる予定ですよとかについて、事前の予告やアナウンスがあると、もう少し分かりやすかつたというご意見なんですかね。

(5番) そうですね。あと、先生の作業量ですね。例えば、半年ぐらい前からやっ

てもらっていたとか、認識度ですね。

(司会) 鑑定というのはどの程度時間かけるものだとか、そういう話も聞きたいということですか。

(5番) そうです。聞いていないものですから。

(3番) 法廷で、何をどう聞いて、何をどうジャッジするか、ポイントが散らばりすぎています。私たちは、素人、一般人なんです。裁判官も事前には聞いてないから同じだと言われるかもしれないですけども、私たちは今まで裁判の経験も何もないので、その場でみんなで一個組み立てるぞと言われても、素人の私たちは、何の道具を取っていいか、どこをかいつまんでいいのかすらも分かりません。ですから、ある程度ポイントを決めておいてもらわないと、ただただ長時間拘束されるというだけだと思いました。私たちも真剣に臨むわけですから、常に気も抜けないといえますか、集中して聞いていなければいけないという緊張感もあります。

(司会) そうすると、事前にポイントとか、ある程度、予断に渡らないような情報とか、もう少し整理して法廷が進むと良かったということですか。

(3番) 簡略化できるのではないかとはい思いました。

(司会) 次の質問に移らさせていただきますけども、責任能力が争いになりますよというのは、いずれかの段階で裁判官から説明があったかと思うんですけども、「責任能力」と聞いたときに、責任能力って何のことだろうと思われた方もいるかと思えますし、ちょっとは聞いたことがあるとか、あるいは関心があったという方もいらっしゃると思いますが、その点、責任能力が争点となる事件だと言われたときに受けた印象や、あるいは戸惑い、どんなことでも結構ですが、何かありますでしょうか。

(4番) 責任能力というと、例えば、殺人などで、その人が病気なので、一般の人には聞こえないけど、その人にしか聞こえないような声で「次の人を刺せ」と聞こえるとか、そういうレベルのものが責任能力や精神障害の問題だと思

ってたんです。けれども、今回のケースは酩酊状態でなったもので、それが責任能力の問題となるのか、精神科医の鑑定にかけるに値するのかなって思いました。

(司会) 統合失調症とか、そういう典型的なものが、責任能力の問題と見ていたと。

(4番) そういうふうに捉えていました。

(司会) いろんな薬を飲んでいたりだとか、そういうことで正常な意識状態ではなかったというのが今回のB事件だったと思うんですけど、ちょっと、責任能力の問題と言われて違和感があったということですか。

(4番) はい。

(3番) 責任能力の定義もよく分からないというのが正直なところでした。責任能力は、言葉としては知っていますし、その意味も分かりますけど、今言われたように酩酊状態だったっていうのが、責任能力に関わるか関わらないかという、結びつきといいますか、責任能力の定義付けが、皆の共通意識としてちょっとぼんやりしていたんではないか、それが印象として残りました。何をもって責任能力なんだろうと。

(司会) やはりイメージ的には、統合失調症とか、そういうイメージであったなら分かりやすかったということですかね。

(3番) そうですね。犯人が見るからに錯乱していたら、この人について責任能力の有無の判断はつけられるっていうのは分かりますけれども、犯行当時酩酊状態で、裁判中はもう1年半も拘置所において、色々あって反省の弁も述べてるのに、責任能力の定義があいまいだから、この人に責任能力があるかどうかの判断を私たちができるんだろうかというのは思いました。それでさっきの話に関わってくるんですけど、弁護士側から、何かやりとりがあればもうちょっと分かりやすかったのかもしれないですけども、ちょっとそこはぼんやりしているところだと思いました。

(司会) その他の方で争点が責任能力だと言われたときに感じたことはありますか。

(6番) 私が担当させていただいた案件に関しては、その点については、裁判官の方から、一般的な定義と裁判における定義というのは違うんですよ、裁判においては責任能力とはこういうものですよ、という説明を事前にしていただいたので、その部分は比較的スムーズに飲み込めたなと感じました。

(司会) 精神障害というのは、幻聴の影響を受けたのかとか、そういうような話で、わりと分かりやすかったという事件なんですかね。

(6番) はい。やはり一般的な責任能力って言われているのと、裁判におけるそういうのとでは違うという説明を予め入れていただいたので、その知識の部分では困らなかったということはありません。

(司会) それは、わりと早い時期でしたか。

(6番) はい。

(司会) 法廷の審理が始まる前ぐらいですか、それとも、法廷での最初の手続が終わった後ぐらいの時間帯ですか。

(6番) 冒頭陳述とかその辺のところ、それぐらい早い段階だったと記憶しています。

(司会) 他の方はどうでしょうか。なじみのある言葉かって言われると、なかなかなじみがない言葉なので、やっぱりそういう説明がある程度早い段階であれば良かったという印象をお持ちでしょうか。

(2番) 七つの着眼点ってありましたですよ、それが評議の時に出てきたんですよ。できればそれを、公判が始まる前に教えてもらって、それに沿って要点をまとめていけば、もっとスムーズにいったんではないかなと思います。

(司会) 評議において判断しなくてはいけないポイントは、中身はともかくとして、早めにそのポイントを知らせてほしいということですか。

(2番) ええ、早めに知らせてほしいです。

(司会) それでは、審理についての質問事項の三つ目のところに移らせて頂きます。

す。今度は検察官や弁護人がそれぞれ訴訟活動として行ったことについて伺っていきたいと思います。当然、事件ごとにそれぞれ違うと思いますけれども、審理の最初に検察官や弁護人が自分の主張、言い分を述べる、冒頭陳述というものがございまして、皆さんのお手元の方にも資料があるかと思えますけれども、それについて、口頭による説明、あるいは配布文書が分かりやすいものであったのかどうか。その説明や記載内容が、情報量として適切であったか、これを見て分かりやすかったか、もし分かりにくかったとすれば、その点について理由があれば、教えていただければと思います。各事件ごとに内容が違いますが、まず、A事件については、検察官の冒頭陳述メモを見ますとすごい量となっていますし、タイムテーブルでは時間的にも20分ぐらいの時間を予定していますけれども、A事件の関係ではどうでしたでしょうか。

(1番) 検察官の方のお話はすごく分かりやすかったです。弁護人のお話は、滑舌もすごく悪くて、かなり分からなかったです。内容もそうなんですけれども、その滑舌の悪さで、何を言っているのか分からないというのがありました。先ほど3番さんが言われたとおり、ずっと棒読みで文章を読んでいました。こんなものかと思いましたね。

(司会) 検察官から出てきた資料は、表形式でかなり詳細なものなんですけれども、弁護人の方は、文章方式のものが渡ったのでしょうか。

(1番) 文章ばかりですね。分からなかった感じですね。

(司会) 出てきた書面をずっと目で追って読むというのはやはり大変ですかね。

(1番, 2番) (うなづく)

(司会) 2番の方、うなずいていらっしゃいましたけど、どうですか。

(2番) そこに集中してメモなんか取っていると、どんどん先に行っちゃうわけですよ。

(司会) B事件の場合はどうでしょうか。

(3番) 同じですね。検察官のプレゼンはすごく分かりやすかったです。弁護人の方は、ただ被告人と弁護人がやり取りをしたメモを朗読してただけでした。あと、何か途中で、「メモ解読不能」と、被告人が言ったことでよく分からないのをそのまま写したみたいで、「何が書いてあるか分からない」的なことも弁護人が言われていて、意味が分からないところが多々ありましたね。

(司会) 弁護人の冒頭陳述そのものに、そういうやり取りがあったんですかね。

(3番) 検察官の冒頭陳述が終わった後の弁護人の冒頭陳述は、分かりにくかったです。

(5番) そうですね、まず、声が小さい問題があります。マイクが通ってなかったのか、とにかく、何を言っているのか分かりませんでした。

(3番) 滑舌が悪かったですね。

(5番) それとあともう一つ、熱意がどうも伝わってこないんです。被告人を守ろうとする弁護人の熱意があまり伝わりませんでした。非常に事務的なやり取りが多かったということですね。

(3番) そうですね。何を弁護しているのか分かりませんでした。

(司会) 検察官は、C事件をA3のペーパー1枚で説明しています。弁護人も同じようにA3のペーパーだったようですが、これはどうだったのでしょうか。

(6番) 検察側の方は非常に分かりやすいですし、流れに沿って上から下に目を通しながら説明を聞いていけば、こことここが顕著な原因かなという理解ができました。あと、弁護人の方も用意はしてくださって、私の印象としては、もうちょっとまとまらないかなとは思ったんですけども、評議の間の雑談では、裁判官が、この件では比較的弁護人も頑張っていましたって言われていました。でも、やっぱり検察官の方がうまく作られていて、弁護人の方は資料をもうちょっと頑張ってもらえたらありがたいなというところでした。ただし、説明に関しては、確かに声が聞き取りづらいというのは一部ありましたが、ほかの方が言われるほど困ったというのはなかったですね。

(司会) 検察官，弁護士から何か質問や御意見はありますか。

(検察官) 検察官からお尋ねします。冒頭陳述で配布させていただいた資料と口頭で説明させていただいたこと，その対応関係がとれていたかどうかという点と，あと，資料以上に詳細なことを口頭で説明させていただいたような箇所があったとしたら，それは資料に照らして頭の中にスムーズに入ってきたかどうか，みなさんそれぞれ感想を教えてくださいましたら幸いです。

(3番) 検察官の資料は分かりやすかったですね。もう本当に，事件の被害者，当事者になるぐらいの感情移入ができる，すごい文書，プレゼンの仕方だと思いました。いただいた資料も含めて，立体的に物語がちゃんと頭の中に入ってくる。劇場で映画を見ているぐらいの感覚という印象でしたね。

(司会) 弁護士の方は何かありますか。

(弁護士) 皆さんから厳しい御意見をいただきました。弁護士会としても裁判員裁判向けの研修をやっていて，皆さんの担当事件の弁護人が研修に出たのかどうかは分かりませんが，研修は一回で終わりというわけではなくて，何回も何回もやるようにしています。なお，滑舌よく話すというお話が出ましたが，民事事件だと「書面のとおり」，「書面のとおり陳述します」で終わりにしているところがあって，弁護士は，声をはっきりと話すという訓練をあまりしていないところがあります。その点も含めてしっかり検討していかななくてはなと思っています。

【精神科医師の証言内容の分かりやすさについて】

(司会) 専門家である精神科医師の証言内容は，分かりやすかったですか。精神科医師の証言を聞いて，被告人の精神障害の内容や，その精神障害が被告人の犯行に及ぼした影響の有無及びその程度について理解することができましたか。

(3番) 証言をした医師は，丁寧に説明していた印象でしたが，専門用語が多く，かえって回りくどく感じました。弁護人が医師の専門外のことも含めて色々

な論点について質問していましたので、争点が分かりにくかったです。当事者と精神科医師との間で、事前に打合せをして、意見が食い違っている部分に絞って質問をしてほしかったです。

(4番) 医師が証言する際に、パワーポイントを利用して説明をしてくれたのですが、大学の講義を受けているように感じました。もっと事件と関連付けて説明してほしかったです。

(6番) C事件でも、医師がパワーポイントを利用して説明していましたが、あまり頭に入ってきませんでした。医師の証言を聞いたのが公判の最後の方だったので、もっと早い段階で医師の証言を聞いていれば、事件の理解や他の証人への質問内容がもっと深まったのではないかと思います。

(司会) A事件では、見解の異なる二人の精神科医師が証言を行いましたが、複数の専門家の証言を聞いて混乱することはありませんでしたか。法廷での証言を聞いて、どちらの見解がより説得的か、その場で理解できましたか。

(2番) 弁護人側の医師は、あまり記憶に残っていません。検察官側の医師の説明は、専門用語が使われていましたが、理解しやすかったです。話し方や声の大きさで、二人の医師の分かりやすさが違ったように思います。

(1番) いずれの医師の証言も難しく、法廷では理解できませんでした。証言の中で難しい専門用語が出てきたので、弁護人側の医師に説明を求めましたが、よく分かりませんでした。後で評議をする中で、少しずつ理解が進んでいきました。事前に少しでも知識があれば、証言の聞き方が変わったかなと思いました。

(司会) 当該事件に関連する病気や法廷で出てきそうな専門用語について、事前に説明があった方が良かったですか。

(4番) 配布される資料やパワーポイントの横に、注釈のような感じで、専門用語の解説があったら良いと思います。

(5番) 専門用語については、もっと詳しく説明してほしかったです。

【精神科医師以外の証人の証言内容や被告人質問の分かりやすさについて】

(司会) 精神科医師を除いた一般証人や被告人が法廷で話す内容は分かりやすかったですか。

(3番) 被告人質問で、検察官も弁護人も、何度も同じことを聞いているように感じたので、もう少し短くできたのではないかと思います。

(2番) 分かりやすかったです。

(5番) 特に問題ありませんでした。

【論告、弁論の分かりやすさについて】

(司会) 審理の最後に、検察官や弁護人がそれぞれ自分の主張を述べる「論告」や「弁論」という手続きがありましたが、その際の口頭による説明及び配布文書は分かりやすいものでしたか。争点の判断を行うのに十分な内容でしたか。もし、分かりにくかったとすれば、それはどのような理由からですか。例えば、A事件では、パワーポイントを利用した資料を検察官が配布して論告を行い、弁護人は文書形式の資料を配布して弁論を行ったかと思いますが、いかがでしたでしょうか。

(2番) 私が担当したA事件では、弁論が長く感じました。

(1番) A事件では、検察官は私たちの顔を見て話してくれて、分かりやすかったです。しかし、弁護人は文書を読んでいるだけでした。

(2番) 全部読み上げなくても、もう少しまとめた方が良かったと思います。

(司会) B事件では、検察官は1枚の資料でまとめ、弁護人の資料はたくさんありましたが、いかがでしたか。

(3番) 検察官は分かりやすかったです。弁護人は最後まで分かりにくかったです。B事件では弁護人が被告人の身内の出来事で、本件と関係しないことを、裁判中に告知してきましたが、そのようなことは言わなくて良かったと思いました。

(5番) 被告人の最終陳述が長く感じました。

(6番) 特に分かりにくいところはなかったです。

【評議の進め方について】

(司会) 評議の進め方については、どうでしたか。

(3番) 裁判長がもっとリードして話を進めてほしかったです。裁判員の意見を引き出すのは良いと思いますが、話がそれたときは、軌道修正してほしかったです。

(司会) 休憩の取り方はいかがでしたか。

(3番) たくさんあり、楽でした。

(6番) 評議は、思っていた以上にスムーズに進んでいきました。評決の場面では、時間をかけてほしいと感じていましたが、そのとおりにしてくれました。

(5番) B事件もスムーズに進んでいきました。半日くらい余裕ができたと思います。評決の場面では、納得のいく時間が取れました。

(3番) それぞれの裁判員の理解力には差があるので、弁護人の話がもう少し分かりやすかったら、と感じました。

(司会) 責任能力について、十分に理解しながら議論することができましたか。評議において責任能力について議論する際、法廷における精神科医師の証言内容を基本として議論することはできましたか。

(2番) 十分できました。

(1番) 裁判長や裁判官も説明をしてくれたので、理解して議論できました。

(3番) よくできたと思います。医師の証言を考慮してみんなと意見交換ができました。

(6番) よくできたと思います。

(司会) 今回は、いずれの事件も被告人の完全責任能力又は限定責任能力を肯定した上で、被告人の刑を決めていますが、精神障害が争われた事件において量刑を決める際に、その点で難しさを感じたことはありませんでしたか。

(2番) 量刑データや過去の判例を参考にしましたが、当該事件の状況がそれらで

決めることができるのかという点に疑問を感じました。

(3番) 弁護人の主張には分かりにくいところがあり、精神鑑定の医師の説明も分かりにくかったです。

(6番) 検察官が精神障害を考慮した求刑をしていたので、その点で悩むことはなかったです。

【裁判員の任務を終えての感想】

(司会) 裁判員の任務を終えての感想はいかがですか。最後に、何かこの機会に話しておきたいことがあれば、お聴かせください。

(1番) 弁護人の話が分かりにくかったです。裁判官の進行が素晴らしく、最後まで理解できて良かったです。

(2番) 選任直後は、裁判員としての役割を果たすことができるか不安でしたが、裁判に参加するうちに審理を理解できるようになって良かったです。

(3番) 今回の経験は、非常に貴重な体験でしたが、裁判員制度自体は、もっと効率的、経済的に改善する余地があるのではないかと感じました。

(4番) 被告人の家族の事情や生活などの話を聞くと被告人に同情し、被害者の話を聞くと被害者に同情し、人間の弱さを知る良い機会になりました。

(5番) 被害者の方の心理状況を、本人の言葉で確認したかったです。また、懲役という刑が被告人にとって懲らしめになっているのかがよく分からないので、刑務所の実態について知りたいと思いました。

(6番) 私の職場で裁判員は私が2人目でした。裁判員は大変だと聞いており覚悟していましたが、思った以上に融通が利き、また興味深い体験ができて良かったです。ただ、過去の判例を参考に示されると、専門家だけで裁判すればよいと感じる部分もありました。なお、裁判員制度に関しては、裁判員休暇がもっと普及すればよいと感じました。

(検察官) 今回の意見交換会に参加して、分かりやすく伝えることの大切さを実感しました。本日出された意見は、今後の執務の参考にしたいと思います。

(弁護士) 弁護人に対して厳しい意見が出ましたが、本日出された意見を踏まえ、より一層の弁護活動の充実を図りたいと思います。裁判員の方々に分かりやすく聴き取りやすい説明を心掛けていきたいと思いました。

(司会) 本日は貴重な御意見をありがとうございました。